

民法相続法の改正および 遺言書保管法改正のポイント

特定行政書士

相続手続カウンセラー®、相続診断士®

加納和夫

高齢化の現状

◎高齢化率は28.1%

我が国の総人口は、平成30(2018)年10月1日現在、1億2,644万人となっている。65歳以上人口は、3,558万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も28.1%となった。65歳以上人口を男女別に見ると、男性は1,546万人、女性は2,012万人で、性比(女性人口100人に対する男性人口)は76.8であり、男性対女性の比は約3対4となっている。

また、65歳以上人口のうち、「65～74歳人口」は1,760万人(男性840万人、女性920万人、性比91.3)で総人口に占める割合は13.9%、「75歳以上人口」は1,798万人(男性706万人、女性1,092万人、性比64.6)で、総人口に占める割合は14.2%であり、65～74歳人口を初めて上回った(表1-1-1)。

我が国の65歳以上人口は、昭和25(1950)年には総人口の5%に満たなかったが、昭和45(1970)年に7%を超え、さらに、平成6(1994)年には14%を超えた。高齢化率はその後も上昇を続け、平成30(2018)年10月1日現在、28.1%に達している。

また、15～64歳人口は、平成7(1995)年に8,716万人でピークを迎え、その後減少に転じ、平成30年には7,545万人と、総人口の59.7%となった。

高齢化の現状

表1-1-1 高齢化の現状

				単位:万人(人口)、%(構成比)		
				平成30年10月1日		
				総数	男	女
人口	(万人)	総人口		12,644	6,153	6,491
				(性比) 94.8		
		65歳以上の人口		3,558	1,546	2,012
				(性比) 76.8		
		65歳～74歳の人口		1,760	840	920
				(性比) 91.3		
		75歳以上の人口		1,798	706	1,092
構成比		15歳～64歳の人口		7,545	8,818	3,727
				(性比) 102.4		
		15歳未満の人口		1,542	789	752
				(性比) 104.9		
		総人口		100.0	100.0	100.0
		65歳以上の人口(高齢化率)		28.1	25.1	31.0
		65歳～74歳の人口		13.9	13.7	14.2
75歳以上の人口		14.2	11.5	16.8		
15歳～64歳の人口		59.7	62.1	57.4		
15歳未満の人口		12.2	12.8	11.6		

資料：総務省「人口推計」平成30年10月1日（確定値）

(注)「性比」は、女性人口100人に対する男性人口

「高齢化」とは

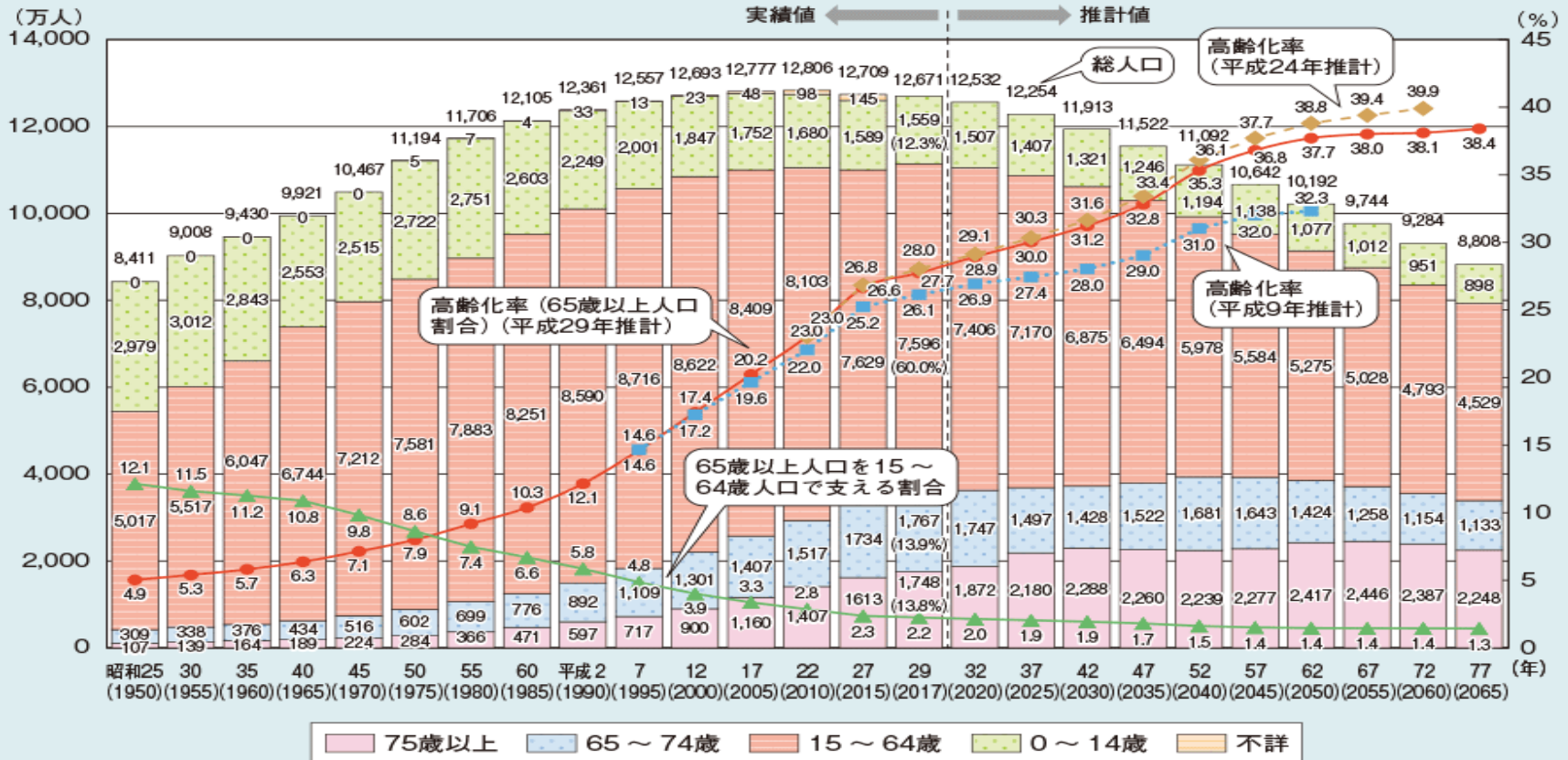
高齢者の用語は文脈や制度ごとに対象が異なり、一律の定義がない。高齢社会対策大綱(平成30年2月閣議決定)では、便宜上、一般通念上の「高齢者」を広く指す語として用いている。本白書においても、各種の統計や制度の定義に従う場合のほかは、一般通念上の「高齢者」を広く指す語として用いることとする。

なお、高齢者の定義と区分に関しては、日本老年学会・日本老年医学会「高齢者に関する定義検討ワーキンググループ報告書」(平成29年3月)において、近年の高齢者の心身の老化現象に関する種々のデータの経年的変化を検討した結果、特に65～74歳では心身の健康が保たれており、活発な社会活動が可能な人が大多数を占めていることや、各種の意識調査で従来の65歳以上を高齢者とすることに否定的な意見が強くなっていることから、75歳以上を高齢者の新たな定義とすることが提案されている。

また、高齢社会対策大綱においても、「65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや現実的なものではなくなりつつある。」とされている。

高齢化の推移と将来設計

図1-1-2 高齢化の推移と将来推計



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2017年は総務省「人口推計」（平成29年10月1日確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。点線と破線の高齢化率については、それぞれ「日本の将来推計人口（平成9年推計）」の中位仮定、「日本の将来推計人口（平成24年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による、推計時点における将来推計結果である。

(注1) 2017年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

(注2) 年齢別の結果からは、沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）を除いている。

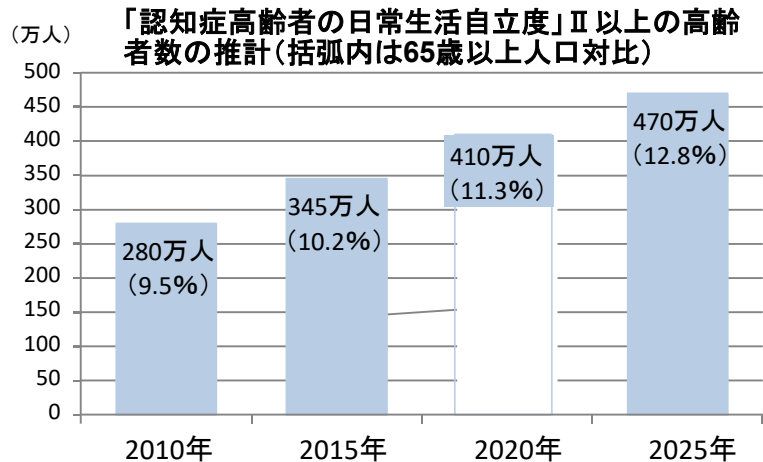
(注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

今後の高齢者人口の見通しについて

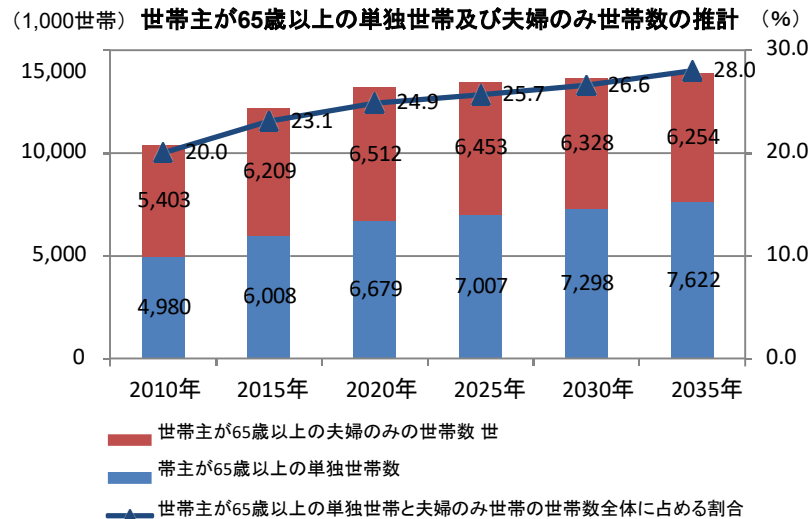
① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

	2012年8月	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,058万人(24.0%)	3,395万人(26.8%)	3,657万人(30.3%)	3,626万人(39.4%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,511万人(11.8%)	1,646万人(13.0%)	2,179万人(18.1%)	2,401万人(26.1%)

② 65歳以上高齢者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者が増加していく。



③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく。



④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

	埼玉県	千葉県	神奈川県	大阪府	愛知県	東京都	~	鹿児島県	島根県	山形県	全国
2010年 <>は割合	58.9万人 <8.2%>	56.3万人 <9.1%>	79.4万人 <8.8%>	84.3万人 <9.5%>	66.0万人 <8.9%>	123.4万人 <9.4%>		25.4万人 <14.9%>	11.9万人 <16.6%>	18.1万人 <15.5%>	1419.4万人 <11.1%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	117.7万人 <16.8%> (2.00倍)	108.2万人 <18.1%> (1.92倍)	148.5万人 <16.5%> (1.87倍)	152.8万人 <18.2%> (1.81倍)	116.6万人 <15.9%> (1.77倍)	197.7万人 <15.0%> (1.60倍)		29.5万人 <19.4%> (1.16倍)	13.7万人 <22.1%> (1.15倍)	20.7万人 <20.6%> (1.15倍)	2178.6万人 <18.1%> (1.53倍)

高齢化の進行に関する国際比較

○ 我が国では、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行している。

国	65歳以上人口割合（到達年次）			到達に必要な年数
	7%	14%	21%	7%→14%
日本	1970	1994	2007	24
中国	2001	2026	2038	25
ドイツ	1932	1972	2016	40
イギリス	1929	1975	2029	46
アメリカ	1942	2015	2050	73
スウェーデン	1887	1972	2020	85
フランス	1864	1979	2023	115

1950年以前はUN, The Aging of Population and Its Economic and Social Implications (Population Studies, No.26, 1956)およびDemographic Yearbook, 1950年以降はUN, World Population Prospects: The 2006 Revision (中位推計)による。ただし、日本は総務省統計局『国勢調査報告』および国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』（平成18年12月推計）による人口（[出生中位(死亡中位)]推計値）。1950年以前は既知年次のデータを基に補間推計したものによる。それぞれの人口割合を超えた最初の年次を示す。“-”は2050年までその割合に到達しないことを示す。倍化年数は、7%から14%へ、あるいは10%から20%へそれぞれ要した期間。国の配列は、倍化年数7%→14%の短い順。

相続法の改正の背景

相続法制については、昭和55年に配偶者の法定相続分の引上げ及び寄与分制度の導入等の改正がされて以来大きな見直しはされていないが、その間にも高齢化社会が更に進展して、相続開始時点での相続人（特に配偶者）の年齢が従前より相対的に高齢化していることに伴い、配偶者の生活保障の必要性が相対的に高まり、子の生活保障の必要性は相対的に低下しているとの指摘がされている。

また、要介護高齢者や高齢者の再婚が増加するなど、相続を取り巻く社会情勢にも変化がみられる。

これらの社会情勢の変化等に応じ、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から相続法制を見直すべき時期に来ているものと考えられるが、どのように考えるか。

従前の相続法制の改正概要

項番	内 容 等
1	昭和22年改正（昭和23年1月1日施行）
	・日本国憲法制定に伴う旧民法第4編（親族）及び第5編（相続）の全面改正施行
2	昭和37年改正（昭和37年7月1日施行）
	・代襲相続制度の見直し
	・相続の限定承認、放棄の見直し ・特別縁故者への分与制度の新設
3	昭和55年改正（昭和56年1月1日施行）
	・配偶者の法定相続分の引上げ
	・寄与分制度の新設
	・代襲相続制度の見直し（兄弟姉妹の代襲相続の制限）
	・遺産分割の基準の見直し ・遺留分の見直し
4	平成11年改正（平成12年1月8日施行）
	・公正証書遺言の方式の特則（聴覚・言語機能障害者の手話通訳等の通訳又は筆談が可）
5	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の制定（平成21年3月1日施行）
	・中小企業の事業承継における民法4の遺留分に関する特例
6	平成25年改正（平成25年12月11日施行）
	・嫡出でない子と嫡出子との相続分の同等化
7	今回の改正（2019年1月13日施行済、2019年7月1日、2020年4月1日施行済、7月10日予定）
	・次ページ以降のとおり



民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 法務局における遺言書の保管等に関する法律

法務省民事局 平成30年7月

検討経緯

- 平成25年9月 閣議決定(子の相続分についての最高裁違憲決定)
- 平成25年12月 上記決定を踏まえた民法改正
→ 国会審議等において、民法改正が及ぼす社会的影響に対する懸念や配偶者の保護の観点からの相続法制の見直しの必要性等について問題提起
- 平成26年1月～平成27年1月 相続法制検討WTにおける検討(法務省)

審議経過

- 平成27年2月 法務大臣による諮問
- 平成27年4月 部会における調査審議開始
- 平成28年6月 中間試案(決定)
- 平成28年7月～9月末日 パブリックコメント(中間試案)
- 平成29年7月 追加試案(決定)
- 平成29年8月～9月22日 パブリックコメント(追加試案)
- 平成30年1月16日 部会(第26回会議)における要綱案決定
- 平成30年2月16日 総会における要綱決定・法務大臣への答申
- 平成30年7月6日 参議院本会議において法案の可決・成立(7月13日 公布)

改正法の骨子

第1 配偶者の居住権を保護するための方策

- 配偶者短期居住権の新設 **新民法1037条-1041条関係**
配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその居住建物を使用できるようにする。
- 配偶者居住権の新設 **新民法1028条-1036条関係**
配偶者の居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認める法定の権利を創設し、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする。

第2 遺産分割等に関する見直し

- 配偶者保護のための方策(持戻し免除の意思表示推定規定) **新民法903条④関係**
婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産の遺贈又は贈与がされたときは、持戻しの免除の意思表示があったものと推定し、被相続人の意思を尊重した遺産分割ができるようにする。
- 仮払い制度等の創設・要件明確化 **新民法909条の2関係**
相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも仮払しが受けられる制度を創設する。
- 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲 **新民法906条の2関係**
相続開始後に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合に、計算上生ずる不公平を是正する方策を設ける。

第3 遺言制度に関する見直し

- 自筆証書遺言の方式緩和 **新民法968条関係**
自筆でない財産目録を添付して自筆証書遺言を作成できるようにする。
- 遺言執行者の権限の明確化 **新民法1007条,1012条-1016条関係**
- 公的機関(法務局)における自筆証書遺言の保管制度の創設 **(遺言書保管法)**

第4 遺留分制度に関する見直し

遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的效果が生ずるとされている現行の規律を見直し、遺留分権の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずるものとしつつ、受遺者等の請求により、金銭債務の全部又は一部の支払につき裁判所が期限を許与することができるようにする。 **新民法1042条-1049条関係**

第5 相続の効力等に関する見直し

相続させる旨の遺言等により承継された財産については、登記等の対抗要件なくして第三者に対抗することができることとされていた現行法の規律を見直し、法定相続分を超える権利の承継については、対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないようにする。 **新民法899条の2関係**

第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができる制度(特別の寄与)を創設する。 **新民法1050条関係**
特別の寄与の制度創設に伴い、家庭裁判所における手続規定(管轄等)を設ける。 **新家事事件手続法216条の2-216条の5関係**

- 施行期日
公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日(原則)
ただし、第3の1 公布の日から6か月を経過した日(平成31年1月13日)
第1及び第3の3 公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日

相続法改正のポイント

- ① 配偶者居住権を保護するための方策
- ② 遺産分割に関する見直し
- ③ 遺言制度に関する見直し
- ④ 遺留分制度に関する見直し
- ⑤ 相続の効力等に関する見直し
- ⑥ 相続人以外のものの貢献を考慮するための方策

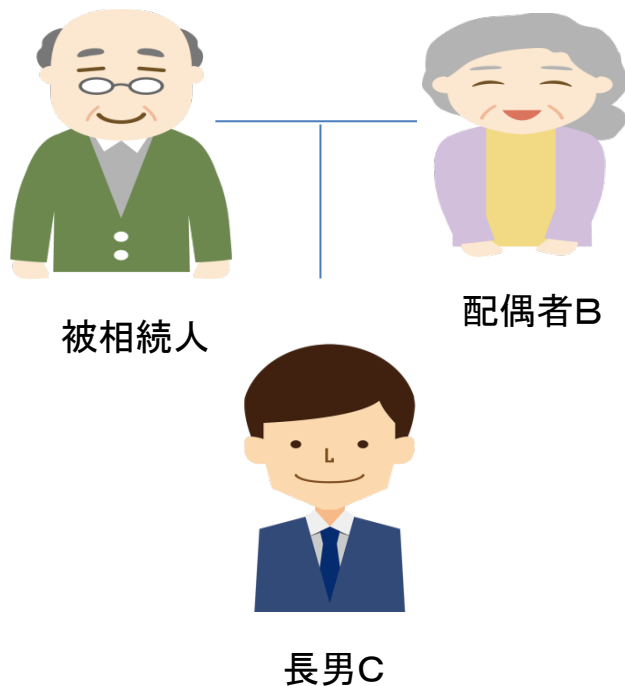
第1 配偶者の居住権を保護するための方策

- ① 配偶者居住権の新設
- ② 配偶者短期居住権の新設

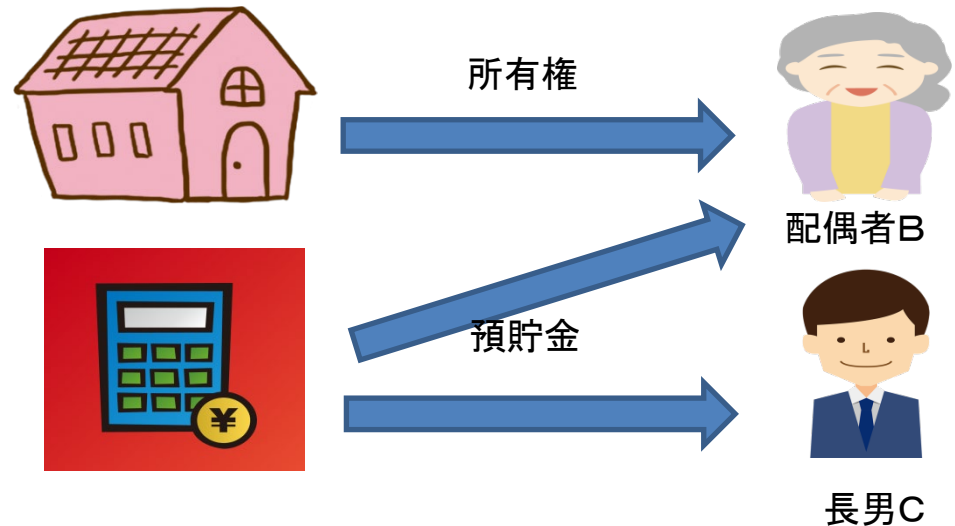
1-1 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策 (配偶者居住権の新設)

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身または、一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利(配偶者居住権)を創設する

「事例」 相続人が配偶者B及び長男C、遺産が自宅(2000万円)および預貯金(3000万円)
BとCの法定相続は 1:1 (B 2500万円、子 2500万円)



【現行制度】 配偶者Bが自宅2000万円、預貯金500万円
長男Cが預貯金2500万円

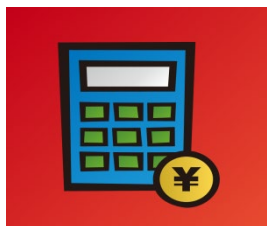


改正法

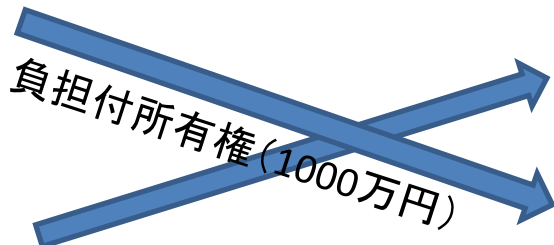
配偶者居住権の制度を採用すると-----

配偶者Bが-----配偶者居住権 1000万円、預貯金1500万円
長男Cが-----負担付所有権 1000万円、預貯金1500万円

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物使用を認めることを内容法定の権利（**配偶者居住権**）を創設する。 【2020年4月1日施行】



配偶者居住権 (1000万円)



配偶者B



長男C

配偶者居住権の価値評価について（簡易な評価方法）

建物敷地の現在価値－負担付所有権の価値＝配偶者居住権の価値

負担付所有権の価値は、建物の耐用年数、築年数、法定利率等を考慮し、配偶者居住権の負担が消滅した時点の建物敷地の価値を算定したうえ、これを現在価値に引き直して求めることができる（負担消滅時まで所有者は利用できないので、その分収益可能性を割り引く必要がある。）

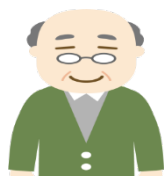
1-2 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策 (配偶者短期居住権の新設)

配偶者は、相続開始時に被相続人の建物(居住建物)に無償で住んでいた場合には、以下の期間、居住を無償で使用する権利(配偶者短期居住権)を取得する。

- ① 配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属先が確定するまでの間(ただし、最低6か月間は保障)
- ② 居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄した場合には居住建物の所有者から消滅請求をうけてから6か月

【現行制度】 (最判平成8年12月17日の判例法理)

配偶者が、相続開始時に被相続人の建物に居住にしていた場合には、原則として被相続人と相続人との間で使用貸借契約が成立していたと推認する。



使用貸借契約の
成立を推認

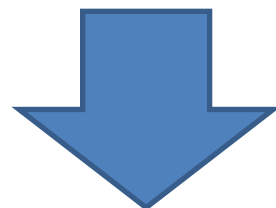


判例法理では、配偶者の保護に欠ける場合がある。

- ① 第三者に居住建物が遺贈されてしまった場合
(使用貸借は第三者対抗要件を備えることができないため、配偶者は使用借権第三者「受遺者」に対抗できない)
- ② 被相続人が反対の意思を表示した場合
→ 使用貸借が推認されず、居住が保護されない

【制度導入のメリット】

被相続人が居住用建物を遺贈した場合や、反対の意思を表示した場合でも、最低6か月間は配偶者の居住を保障できる。



【2020年4月1日施行】

配偶者は、遺産分割成立までは配偶者短期居住権により建物に居住し、遺産分割協議で配偶者居住権を取得することにより、終身の居住も可能となる。

配偶者居住権(配偶者の無償居住権が新設された)

配偶者居住権(1028条～)

- ・ 配偶者居住権とは、配偶者が被相続人所有の建物に仮に所有者が変わったとしても、原則として終身無償で居住を続けることのできる権利。
確固とした居住 (終身)

配偶者短期居住権(1037条～)

- ・ 配偶者短期居住権とは、配偶者が被相続人所有の建物にその死亡から遺産分割により建物の帰属が確定するなどの比較的短期の間、無償で住み続けることのできる権利。
とりあえずの居住 (一時的)

成立要件

- (1) 遺産分割又は遺贈による取得
 - ①遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき
 - ②配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき
- (2) 裁判所の審判
 - ①共同相続人の合意
 - ②配偶者の申出により、特に必要があると認めるとき

- ・ 配偶者は、配偶者居住権により、遺贈又は裁判所の審判によって終身無償使用できる。
ただし、登記をしなければ第三者に対抗できない。

成立要件

- 相続開始時に無償で居住していた場合
- (1) 居住建物について共同相続人間で遺産分割をする場合
 - ・帰属の確定又は開始から6か月(いずれかが遅い方)
- (2) 遺産分割に関与できない場合
 - ・申入れから6か月

- ・ 配偶者は、配偶者短期居住権によりは、少なくとも相続開始から6か月は配偶者が無償使用できる。

第2 遺産分割に関する見直し

- ① 配偶者保護のための方策
- ② 遺産分割前の払い戻し制度の創設
- ③ 遺産分割前に遺産に属する財産が処分された場合の取扱い

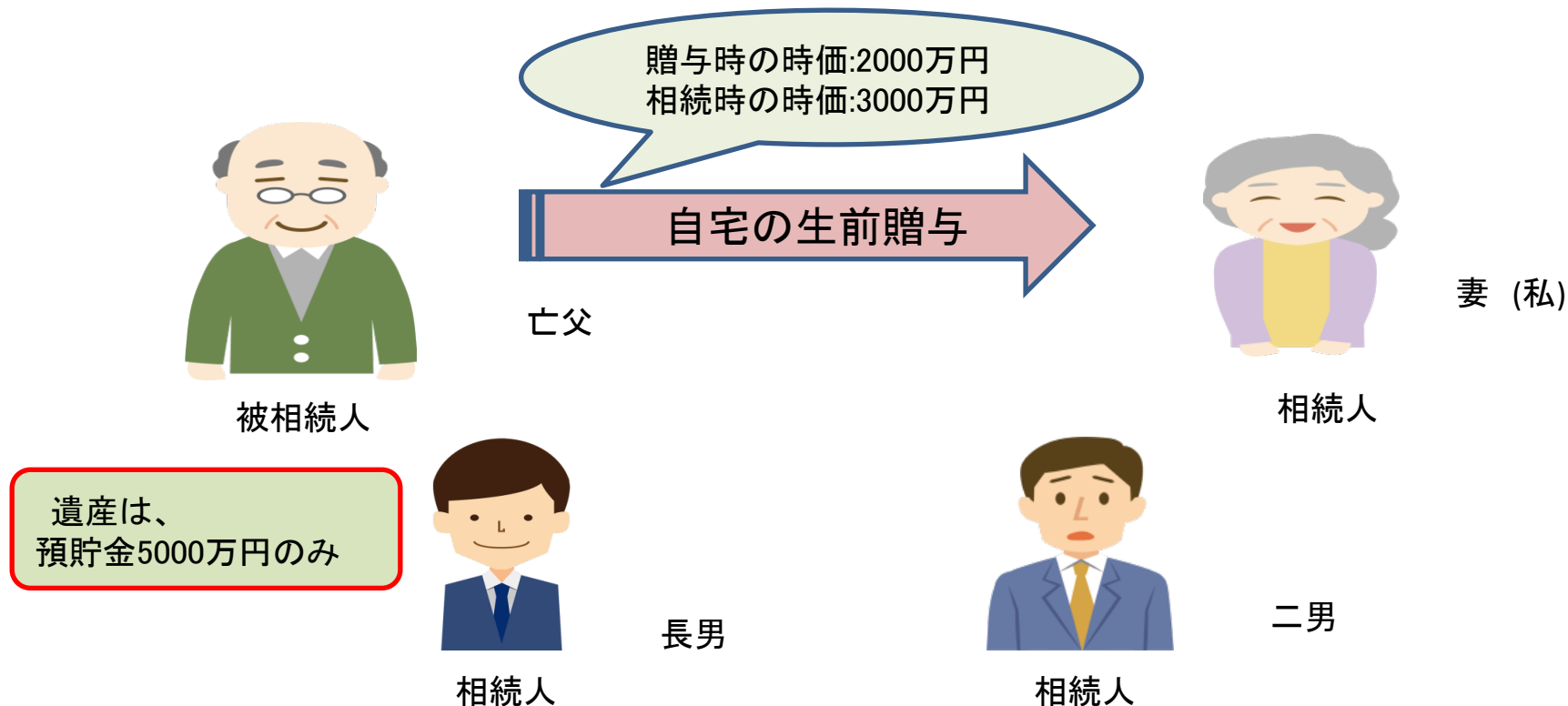
2-1 配偶者保護のための方策

事 例

亡夫は生前に、妻の私(婚姻期間20年以上の夫婦)に対し、私と夫が居住していた夫所有の自宅(建物と敷地)を贈与していました。

夫の遺産として5000万円の預金のみですが、私たち夫婦には子供が2人います。なお、私に贈与された自宅は、贈与時の時価が2000万円でしたが、相続開始時の時価は3000万円でした。

この場合、私と子供2人の相続分はどうなりますか(なお、預金は、最決平成28年12月19日 遺産分割の対象となる)



① 夫が持戻し免除の意思表示をしていた場合

妻の相続分は、預貯金2500万円(この他に自宅「3000万円」の受贈(最終取得額5500万円))であり、子供2名の相続分は各預貯金1250万円である。

妻:5000万円 × 1/2=2500万円

子:5000万円 × 1/2 × 1/2=1250万円

② 夫が持戻し免除の意思表示をしていない場合

妻の相続分は、預貯金1000万円(この他自宅の受贈(最終取得額4000万円))であり、子供2名の相続分は各2000万円
妻には、①の持戻し免除のほうが有利である。

妻:8000万円 × 1/2 - 3000万円(自宅)=1000万円

子:8000万円 × 1/2 × 1/2=2000万円

【2019年7月1日施行】

婚姻期間20年以上である夫婦の間における居住用建物・敷地の遺贈・贈与の場合、持戻し免除の意思表示があったものと推定されるので、この推定が覆らない限り、前ページの①と同様に妻の相続分は、預貯金2500万円（この他に自宅の受贈(最終取得額5500万円))であり、子供2名の相続分は各預貯金1250万円である。

《婚姻期間20年以上の配偶者への居住不動産の贈与の特例》

婚姻期間20年以上である夫婦の間、「居住用不動産」または「居住用不動産を取得するための金銭」を贈与する場合には、贈与税の基礎控除110万円のほかに、最高2,000万円まで控除(配偶者控除)を受けることができる(相続税法21条の6)。

いわゆる「夫婦間での居住用不動産を贈与した時の配偶者控除」です。

なお、配偶者控除の対象となる不動産の価格は贈与時の価格(本事例は、2000万円)である。

贈与税の特例は、贈与についてのみであり、遺贈は適用されません。

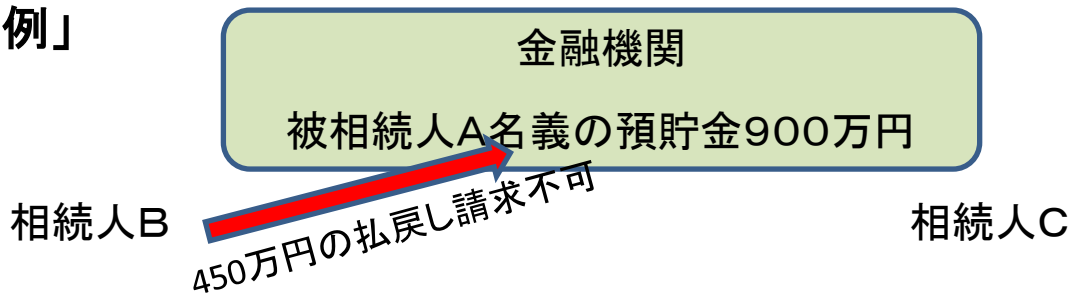
2-2 遺産分割前の払戻し制度の創設 相続された預貯金債権の仮払い制度

相続された預貯金債権について、相続人の資金需要に対応できるように、遺産分割協議前にも払い戻しが受けられる制度を創設する。

【現行制度】

平成28年12月19日 最高裁大法定決定により、遺産分割決定が終了するまでの間は、相続人単独では預貯金債権の払い戻しできない旨が判示された

「事例」



共同相続人間BC間で遺産分割協議を行い、預貯金債権の帰属先が決まった後でないと払い戻し請求はできない。相続開始後遺産分割協議終了までに長期間を要することも珍しくない。その間にBが、Aの葬儀費用・相続税・当面の生活費等の支払いのため金融機関から預貯金の払い戻しを受けることができないため、非常に不便である。

普通預金債権及び通常貯金債権は、いずれも、1個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るものである。そして、この理は、預金者が死亡した場合においても異ならないというべきである。

すなわち、預金者が死亡することにより、普通預金債権及び通常貯金債権は共同相続人全員に帰属するに至るところ、その帰属の態様について検討すると、上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはないと解される。

以上のような各種預貯金債権の内容及び性質をみると、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。

【2019年7月1日施行】

遺産分割における共同相続人間の公平を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるように改めた。

① 預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件を緩和する。
(前ページの事例にて、必要があると認められるような場合には、Cの利益を害しない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようにする。)

② 一定額までならば、家庭裁判所の関与なしに払い戻しが認められる。

一定額＝預貯金額× $\frac{1}{3}$ ×払い戻しをする相続人の法定相続分

(前ページの事例にて、Bは900万円× $\frac{1}{3}$ × $\frac{2}{3}$ の150万円までなら家庭裁判所の関与なくして払い戻しを受けることができる。)

2-3 遺産分割前に遺産を処分した場合の取扱い

事例

亡父の相続人は、兄(長男)と私(二男)の2人(法定相続分は各2分の1)だけです。遺産分割時には遺産はありませんが、父の死亡後(相続開始後)、兄は唯一の遺産である銀行預金1000万円を私に無断で払い戻しました(当該払い戻しに応じた銀行については、債券の準占有者に対する弁済として有効な支払いであったものとする。)

なお、父は生前、兄に甲土地(1000万円分)を贈与していた。私は自分の相続分を確保するため、どのような法的手段をとることが出来るか?



二男は、預金の払戻しが自己の準共有持分(2分の1=500万円)の侵害に当たるとして、長男に対して、500万円の不法行為による損害賠償又は不当利得返還を求めることができる。

二男は、長男の合意を得て、当該払戻し金(1000万円)を遺産分割の対象に含めることにした場合には、長男に自己の相続分である1000万円の請求をすることができる。

【2019年7月1日施行】

現行制度と同様な結論を導く条文の構成となっているが、改正民法906条の2第2項により、二男は、長男が前ページの払戻し金を遺産分割の対象にすることを合意しなくても、これを遺産分割の対象にすることができる。

二男の相続分は、 $1000\text{万円}((\text{甲土地}) + 1000\text{万円}(\text{預金}) \times 1/2 = 1000\text{万円})$ となる。

第3 遺言制度に関する見直し

- ① 自筆証書遺言の方式緩和
- ② 自筆証書遺言を法務局で保管する制度の新設
- ③ 遺言執行者の権限の明文化

3-1 自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書にパソコン等で作成した目録を添付したり、通帳の写しや不動産の登記事項証明書等を目録として添付することかが出来るようにする。

(本文)

【遺言書】

(財産目録)

遺言書

1. 別紙目録①の土地をAに相続させる。
2. 別紙目録②の銀行預金をBに相続むさせる。

平成○年○月○日

山田一郎 印

+

別紙目録

- ① 土地
所在 ……
地番 ……
地目 ……
地積 ……
- ② 預金
○○銀行○○支店
普通 123456

山田一郎

印

普通方式

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
意義	遺言者が遺言書の本文、日付 及び氏名を自分で書き（自書）、押印して作成する方式の遺言をいう（968条1項）。	遺言者が遺言の内容を公証に伝え、公証人がこれを筆記して公正証書による遺言書を作成する方式の遺言をいう（969条）。	遺言者が遺言内容を秘密にしたうえで、封印をした遺言証書存在を明らかにすることを目的として行われる遺言のことをいう（970条1項）。
方式要件	① 全文、日付及び氏名の自署 ② 押印 ※ 自筆証書に一体のものとして相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉に署名し、印を押さなければならない。	① 2人以上の証人の立会い ② 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること ③ 公証人がこれを筆記して遺言者等に読み聞かせること ④ 遺言者及び証人が筆記の正確性を承認した後、各自が署名押印すること ⑤ 公証人が方式に従って作成したことを付記した上、署名押印すること	① 遺言者が遺言書を作成し、署名押印すること ② 遺言者がその遺言書を封じて、遺言書に押印した印章で封印すること ③ 遺言者が公証人1人及び2人以上の証人の前に封書を提出して、自己の遺言書であること及び筆者の氏名と住所を申述すること ④ 公証人が封書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人がともに署名押印すること

現行制度

本文及び財産目録の全文を自署(手書き)する必要がある。



遺言者の負担が非常に大きい

改正法

【2019年1月13日 施行】

本文は自署が必要であるが、財産目録はパソコンで作成したり、通帳の写しを添付することができる。



財産目録には、署名押印が必要 (偽造の防止)

3-2 自筆証書遺言を法務局で保管する制度の新設

自筆証書遺言書の亡失を防ぐため、法務局で保管する制度を新設する。

現行制度の問題点

自筆証書遺言書は、自宅で保管されることが多い。



- ・紛失の恐れ遺言者の負担が非常に大きい
- ・相続人による廃棄、隠蔽、改ざん等の恐れ

改正法

【2020年7月10日 施行】

自筆証書遺言書を法務局で保管する。



自筆証書遺言書の保管する方法の選択肢が増える

- ① 自宅における保管 (家裁での検認が必要)
- ② 法務局による保管 (家裁での**検認が不要**)

【法務局での保管の手続き】

遺言者が遺言書の保管を法務局に申請する。



法務局が保管する。

- ・原本保管と画像のデータ化



遺言者死亡後に、相続人の1人から法務局に対して、遺言書の閲覧請求・写しの交付請求ができる



相続人の1人から遺言書の閲覧請求・写しの交付請求されたら、法務局は他の相続人に対して通知書を発して、遺言書を保管していることを伝える。



この制度を利用した場合は、**遺言書の検認手続きは不要**である。

3-3 遺言執行者の権限の明文化

事例

Aには、妻Bとの間に長男C及び次男Dがいたが、脳梗塞により、死亡した。Aの遺産は、甲銀行に対する預金600万円である。

Aは、「甲銀行に対する預金600万円を、BとCに2分の1ずつ相続させる。遺言執行者をBとする。」という遺言を残していた。遺言執行者であるBは、甲銀行に対して、預金600万円の払戻しを請求することができるか。

- (1) 遺言執行者とは、遺言執行の目的のために選任された者をいう。
遺言執行者は複数でもよいが(1006条)、未成年者と破産者は、遺言執行者にはなれない(1009条)。
- (2) 選任
 - ① 遺言者による指定
 - ② 遺言で委託された受託者による指定
 - ③ 家庭裁判所による選任
- (3) 承諾
遺言執行者に選任された場合であっても、それを承諾する義務はなく、承諾をして初めて遺言執行者となる(1007条)。
相続人その他の利害関係人は、遺言執行者に対し、相当の期間を定めて、その期間に就職を承諾するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、この場合において、遺言執行者が、その期間内に相続人に対して確答をしないときは、就職を承諾したものとみなす(1008条)。

(4) 解任・辞任

遺言執行者がその任務を怠ったときその他正当な事由があるときは、利害関係人は、その解任を家庭裁判所に請求することができ、遺言執行者自身も、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる(1019条)。

(5) 遺言執行者の権限

ア 意義

遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する(1012条)。

イ 趣旨

現行法上、遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有するとされているが(現行民法1012項1項)、遺言事項は多岐にわたっており、個別具体的な事案において、遺言執行者にいかなる権限が付与されているか必ずしも明確でない。また、遺言執行者の権限の範囲は、一般に、遺言の内容により定まるといわれているが、それでは基準としてあまりに抽象的であり、個別具体的な紛争の解決には役立たない。そこで、遺言執行者の権限の内容をめぐる紛争をできる限り防止し、円滑な遺言の執行を図る観点から、遺言執行者の権限の範囲を明確化する規定が、新たに設けられた。

ウ 権限

(ア) 一般的な権限

遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない(1007条2項)。

(イ) 個別の種類における権限

① 特定遺贈とは、遺贈の対象が特定の財産である場合や種類によって指定されている遺言をいう。

特定遺贈がされた場合、遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる(1012条2項)

② 特定財産承継遺言がされた場合

特定財産承継遺言とは、遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の1人または数人に承継させる旨の遺言をいう。

特定財産承継遺言があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる(1014条2項)。

また、特定財産承継遺言の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、1014条2項に規定する行為のほか、その預金または貯金の払戻しの請求及びその預金または貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる(1014条3項本文)。

ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限られる(1014条3項ただし書)。

(6) 遺言執行者の復任権

ア 意義

遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。
ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う(1016条1項)。

イ 趣旨

現行法上、遺言執行者は、遺言者がその遺言に反対の意思を表示した場合を除き、やむを得ない事由がなければ第三者にその任務を行わせることができない(現行民1016条)。

しかし、一般に、遺言において遺言執行者の指定がされる場合には、相続人など必ずしも十分な法律知識を有していない者が指定される場合も多く、遺言執行者の任務が広範に及ぶ場合や難しい法律問題を含むような場合には、その遺言執行者において適切に遺言を執行することが困難な場合もあり得る。

そこで、遺言執行者の復任権の要件を緩和する規定が、新たに設けられた。

ウ 復任権を行使した場合の責任

遺言執行者は、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う(1016条2項)。

(7) 遺言執行者の効果

遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる(1015条)。

(8) 相続人の処分権の制限

遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない(1013条1項)。

これに違反してした行為は、無効とする。

ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない(1013条2項)。

もっとも、相続人の債権者が相続財産についてその権利を行使することを妨げない(1013条3項)。

【2019年7月1日 施行】

第4 遺遺留分制度に関する見直し

4 遺留分制度の見直し、事業の円滑化

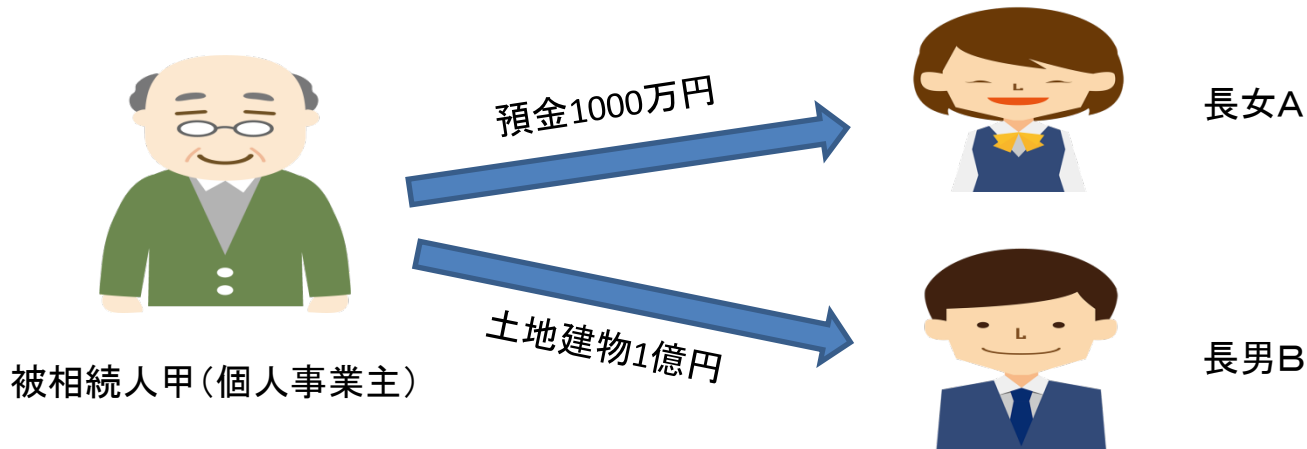
- ① 遺留分減殺請求権から生じる権利を金銭債権化する。
- ② 金銭等を直ちに準備できない受寄者又は受贈者の利益をはかるため、受遺者等の請求により、裁判所が金銭債務の全部または一部の支払いに付き相当の期限付与するようにする。

「事例」 ・個人で工場を営んでいる甲が死亡した。

甲は長男Bに事業を承継させたいとして、次のような遺言書を残していた。

- ① 工場の土地建物(評価額1億円)を長男Bに相続させる。
- ② 銀行預金(残高1000万円)を長女Aに相続させる。

甲の遺産は、上記の土地建物と銀行預金のみで、相続債務はない。



現行制度

長女Aが長男Bに対して遺留分減殺請求すると、土地建物がABの共有となる。
(A持分が1億分の1750万円、B持分が1億分の8250万円)



事業承継に支障が生じる。



改正法

【2019年7月1日 施行】

遺留分減殺請求(遺留分侵害額請求権)により当然に共有関係が発生する現行制度を改め、金銭で精算する。

つまり 長男Bが長女Aに対して、1750万円の支払い債務を負うことになる。

長男Bが上記金額をすぐに支払えない場合、裁判所に対して期限の猶予を申し立てることができる。

《遺留分を求める計算式》

遺留分 = (遺留分を算定するための財産の価額) × (2分の1) × (遺留分権利者の法定相続分)

《長女Aの長男Bに対する遺留分侵害額請求権》

遺留分侵害額 =
(1億円+1千万円) × (2分の1) × (2分の1) - 1千万円
= 1,750万円

第5 相続の効力等に関する見直し

5 「遺相させる」旨の遺言の効力について

相続させる旨の遺言により承継された財産に関して、登記なくして第三者に対抗することができる」とされていた現行法の規律を見直し、法定相続分を超える部分の承継については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗できないことにする。

- 「事例」 ・Xが死亡し、相続人は配偶者Aおよび弟Bである。
遺産は甲土地のみであり、Xは、「甲土地をAに相続させる」旨の遺言書を遺している。
次のような遺言書を残していた。
ここでBに対する債権者Yが、Bの法定相続分4分の1を差押さえた場合、差し押さえの効力はどうなるか？



現行制度

(考え方)

Yの差押えが有効となるためには、甲土地の所有権4分の1がBの権利でなければならない。



現行法下では、X死亡時に遺言の効力が発生して、直ちに甲土地はAの単独所有となる。よって、Bは甲土地に関しては無権利者となり、Aは登記なくして所有権の全部の取得をYに対抗できる。

- ・ よって、Yの差押さえは無効である。

実務的には、Yは代位によりABの共同相続登記してから、B持分に差押さえ登記を得ることになるが、これらのYの手続きが全て無駄になる。

これでは、登記制度や強制執行制度に対する信頼を害する恐れがある。

改正法

【2019年7月1日 施行】

Aは登記を具備しない限り、自己の法定分を超える4分の1の権利取得をYに対抗できないとした。

相続の効力等に関する見直し

	現行民法	改正民法
遺贈	必要	必要
遺産分割	必要	必要
相続分の指定	不要 (最判平5.7.19)	必要
遺産分割方法 の指定	不要 (最判平14.6.10)	必要

「相続させる」趣旨の遺言による権利の移転は、法定相続分又は指定相続分の相続の場合と 本質において異なるところはない。

そして、法定相続分又は指定相続分の相続による不動産の権利の取得については、登記なくしてその権利を第三者に対抗することができる。

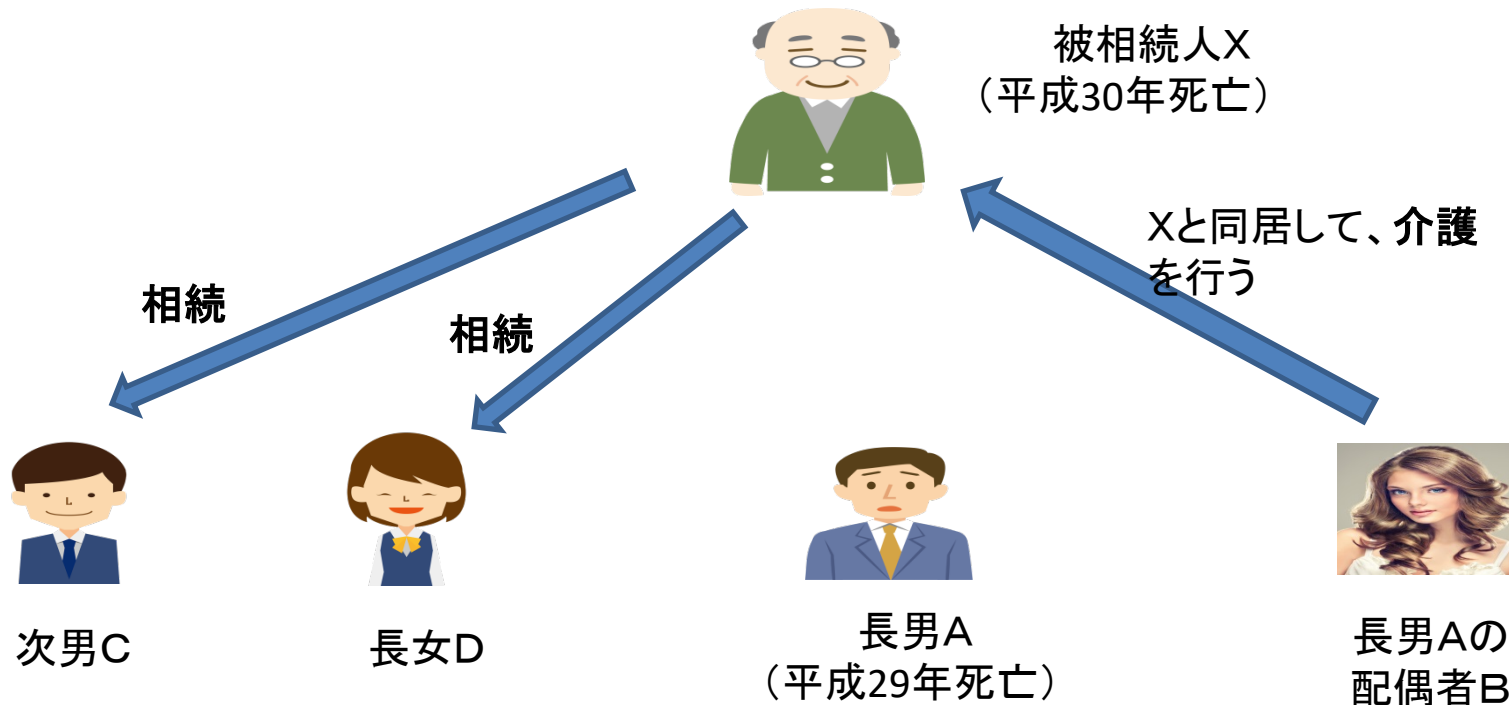
したがって、本件において、被上告人は、本件遺言によって取得した不動産又は共有持分権を、登記 なくして上告人らに対抗することができる。

第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策(特別の寄与)

相続人以外の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の支払いを請求することができる。

「事例」 被相続人Xの介護をXの長男A(Xより先に死亡)の妻Bが行っていた。
Xには、次男Cと長女Dがいる。



現行制度

- ・ 相続財産は、次男Cおよび長女Dが取得する。
- ・ Xの世話をした長男Aの配偶者Bには相続財産の分配をすることができない。
しかし、これでは不公平である。

改正法

【2019年7月1日 施行】

長男Aの配偶者Bは、次男Cと長女Dに対して金銭の支払い請求権を取得することによって、不公平を解消した。

特別寄与料の支払いが認められるケース、認められないケース（予想）

認められる

被相続人の長男（会社員）の妻が、義理の父である被相続人とともに家業の農業に無報酬で従事し、義理の父の資産形成に貢献した場合

亡き父の後妻が認知症になったため、養子縁組をしていない前妻の子が後妻の賃貸アパートを無報酬で管理し、その維持に努めた後に、後妻が亡くなった場合

おいが、重度の身体障害を持つ伯父のために。伯父の妹である実母とともに長年にわたって無報酬で介護し、亡き伯父が有料介護サービスをほとんど利用せずに済んだ場合

認められない

介護施設を定期的に訪問することで、被相続人を精神的に支援していたが、療養看護は介護職員に任せていた場合

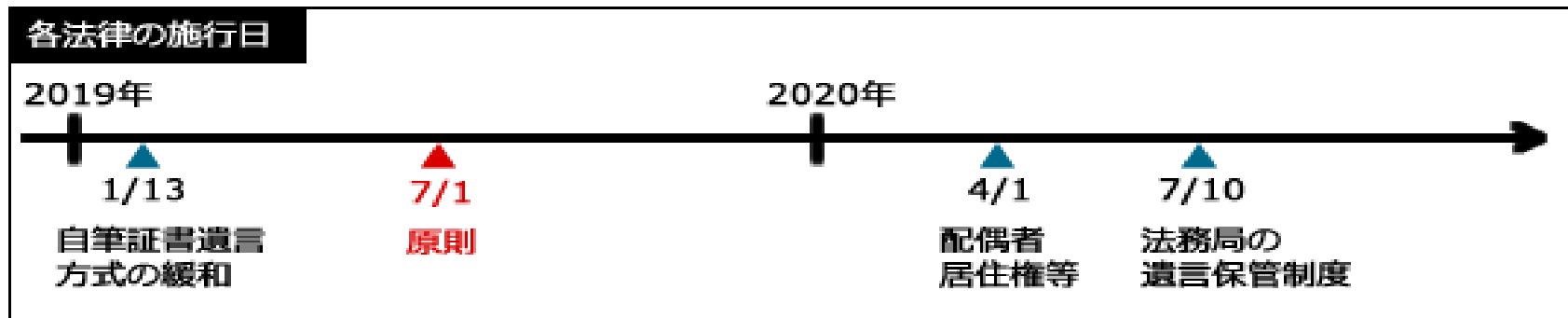
左の事例で前妻の子が後妻から報酬を受けていた場合

事実婚または同性婚のパートナーがお互いに協力しながら他方の配偶者名義で資産を形成し、かつ他方の配偶者を長年にわたり無報酬で療養看護した場合
(認められる可能性があり)

相続法(民法)改正スケジュール

今般の相続法(民法)改正に絡んだ全ての施行日を示すと、次のとおりとなります。

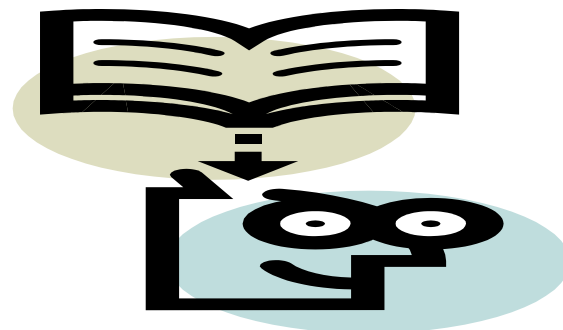
1. **原則**(下記以外) : **2019年7月1日**
2. 自筆証書遺言の方式を緩和する方策 : 2019年1月13日
3. 配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等 : 2020年4月1日
4. 法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行期日 : 2020年7月10日



なお、自筆証書遺言の方式を緩和する改正が最も早い開始となりますが、自筆証書遺言を法務局が保管してくれることとなる改正はその約1年半後の開始、となっています。どちらも“自筆証書遺言に関する改正”という点では共通していますが、開始時期が異なっていますので、ご注意ください。

【参考資料】

- 法務省HP 法務省民事局 平成30年7月～
- 厚生労働省HP H29年度 厚生労働白書
- 内閣府 令和元年版高齢社会白書
- 相続実務が変わる！ 相続法改正ガイドブック 平成30年11月9日
- 図解でわかる 改正相続法入門 平成30年12月5日
- 週刊エコノミスト 2018年8月7日号



【参考 書籍】



日本加除出版(株)
定価 ¥1,400円 (税別)



日本加除出版(株)
定価 ¥2,400円 (税別)

ご清聴ありがとうございました